

## 【小学校教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により、様々な取得方法があります。

次により該当するページをクリックしてください

- 大学等を卒業して初めて免許状を取得する方、すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は、別表第1 ([2ページ](#)) を参照してください。

### (1) 小学校教諭二種免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
小学校助教諭（臨時）免許状	6年以上	別表第3	<a href="#">4</a>
幼稚園教諭普通免許状又は 中学校教諭普通免許状	3年以上	別表第8	<a href="#">8</a>

### (2) 小学校教諭一種免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
小学校教諭二種免許状	4年制大学卒業…3年以上	別表第3	<a href="#">6</a>
	上記以外…5年以上		<a href="#">5</a>
小学校教諭特別免許状	3年以上	別表第3	<a href="#">7</a>

### (3) 小学校教諭専修免許状

別表第1 ([2ページ](#)) の他に、在職年数を利用して、表の方法により取得することもできます。

所有する免許等	在職年数	適用	該当ページ
小学校教諭一種免許状又は 小学校教諭特別免許状	3年以上	別表第3	<a href="#">7</a>

※ 在職年数は、所有する免許等での在職年数です。

※ 「4年制大学卒業」には大学に3年以上在学し、93単位以上を修得した場合を含みます。

1 大学等を卒業して小学校教諭普通免許状を取得する（免許法別表第1）

【基礎資格】

種類	基礎資格
専修	修士の学位（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。）
一種	学士の学位（学校教育法第102条第2項により大学院への入学を認められる場合を含む。）
二種	短期大学士の学位（文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上を修得した場合を含む。）

【最低単位数等】

※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名（下記のすべての事項を修得することが必要）		受けようとする免許状の種類		単位数	
		専修 一種	二種	専修 一種	二種
単位の 内訳	第2欄 教科及び教科の 指導法に関する科目	教科に関する専門的事項 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、 家庭、体育及び外国語（英語、独語等、各外国語に分ける）（以下 「国語等」という。）のうち1以上の科目		30	16
		各教科の指導法 （情報通信技術の活用 を含む。）	専修、 一種  二種		
	第3欄 教育の基礎的理解に 関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10	6
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 （1単位以上）			
第4欄 道徳、総合的な学習の 時間等の指導法及び 生徒指導、教育相談等 に関する科目	道徳の理論及び 指導法	専修、一種  二種	2単位以上  1単位以上	10	6
	総合的な学習の時間の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法（1単位以上）				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
第5欄 教育実践に関する 科目	教育実習（事前及び事後の指導1単位を含む。）		5	5	
	教職実践演習		2	2	
第6欄	大学が独自に設定する科目 ・専修免許状 第2～第5欄について修得する。なお、26単位のうち、 24単位は大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。 ・一種免許状、二種免許状 第2～第5欄、大学が加えるこれらに準ずる科目 又は指定大学が加える科目について修得する。		専修	26	2
			一種	2	
施行規則第66条の6に定める科目（「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位、「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位）				8	8
介護等体験（特別支援学校又は社会福祉施設等）				7日間	

- ※1 一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が、専修又は一種免許状を受けようとする場合、それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。
- ※2 専修又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修又は一種免許状に係る第2欄から第4欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。

## (1) 教科及び教職に関する科目

### ア 教育実習

- (ア) 小学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、義務教育学校の後期課程、中学校（中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、幼稚部及び中学部を含む。）の教育を中心とします。
- (イ) 2単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。ただしこの場合、他の校種の教育実習の単位をもって替える（下記(ウ)）ことができません。（学校体験活動：学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後もしくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動で教育実習以外のもの）
- (ウ) 幼稚園、幼保連携型認定こども園並びに小学校（義務教育学校の前期課程、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含む。）の教員として良好な成績で勤務した者については、経験1年につき1単位の割合で「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（「教育実習」を除く。）の単位をもって、これに替えることができます。（※単位数を減じるものではないことに留意。例えば2年の勤務で教育実習2単位を振り替える場合、別に上記（ウ）に示す科目から2単位追加で修得すること。）

### イ 単位の流用

幼稚園、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合、次のそれぞれの科目の単位をあてることができます。ただし、必要な事項を含んで修得していない場合は、その事項について新たに修得することが必要です。

（例：幼稚園免許から流用する場合には「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」における「道徳の理論及び指導法」（一種、専修は、2単位以上）、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「生徒指導の理論及び方法」及び「進路指導及びキャリア教育の理論及び方法」を修得することが必要です。）

有する 免許状	流用できる単位数（上限）			
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実習	教職実践演習
幼稚園 中学校 高等学校	8（6）	2	3	2

- ・（ ）は二種免許の授与又は二種免許からの流用の場合の単位数
  - ・流用により、各科目について最低単位数を超えて修得したこととなる場合は、超えた単位を第6欄にあてることができます。
- ※ 幼稚園教諭普通免許状の授与を受ける要件を満たす場合は、次の単位をあてることができます。
- (ア) 「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」の単位を、あわせて2単位（二種免許状を受ける場合はあわせて1単位）まであてることができます。
- (イ) 「保育内容の指導法」の単位を、「各教科の指導法（生活）」に2単位まで、「特別活動の指導法」に1単位まであてることができます。

### ウ その他

- (ア) 二種免許状を取得した者が一種免許状を取得する場合、「教科及び教職に関する科目」のうち、「各教科の指導法」を4教科各2単位以上修得することが必要です。また、「道徳の指導法」についても1単位修得することが必要です。
- (イ) 「教職実践演習」は、平成22年3月31日までに課程認定大学等に入学した者については、次のとおり取り扱います。
- ・平成25年3月31日までに総合演習の単位を修得した者については、それが他の学校種において修得したものであっても、新たに教職実践演習を修得する必要はありません。
  - ・平成22年3月31日に在学し、卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば、総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

## 2 教員としての在職年数を利用して上位の小学校教諭免許状を取得する（免許法別表第3）

### (1) 小学校助教諭免許状を有する教員が、小学校教諭二種免許状を取得する場合

小学校助教諭免許状の取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13	
最低単位数 (各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。)		45	40	35	30	25	20	15	10	
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項		4		3		2		1		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		29	26	23	20	17	14	11	8	
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	5		4		3		2		1
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (右記教科数等を満たすこと。)	3以上の教科指導法各1単位以上			2以上の教科指導法各1単位以上		1以上の教科指導法1単位以上		任意	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	9	8	7		5		3		
大学が独自に設定する科目 (上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)		2				1				

#### ※ 表の見方

助教諭免許取得後の在職年数によって、二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

(例) 在職年数が10年の場合、次の単位を含み、合計25単位の修得が必要です。

- ・教科に関する専門的事項を2単位以上
- ・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を17単位以上  
(内訳は教育の基礎的理解に関する科目から3単位以上、各教科の指導法及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から、2以上の各教科の指導法を含み5単位以上)
- ・大学が独自に設定する科目を1単位以上

**注意** 免許状申請時に小学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

#### 【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

#### 【修得する単位について】

- 小学校助教諭免許状の取得後に（短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科に関する専門的事項」は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(2) 小学校教諭二種免許状を有する教員が、小学校教諭一種免許状を取得する場合

【短期大学等卒業】(6 ページ「①又は②」以外の場合)

小学校教諭二種免許状の取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		5	6	7	8	9	10	11	12
最低単位数 (各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。)		45	40	35	30	25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項		4		3		2		1	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		21	19	17	15	13	11	9	7
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。) ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	4	3				2		1
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。) (右記教科数等を満たすこと。)	3以上の教科指導法各1単位以上		2以上の教科指導法各1単位以上		1以上の教科指導法1単位以上		任意	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	6	5		4		3		
大学が独自に設定する科目 (上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)		5		4		3		2	

※ 表の見方

二種免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

(例) 在職年数が10年の場合、次の単位を含み、合計20単位の修得が必要です。

- ・教科に関する専門的事項を2単位以上
- ・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を11単位以上  
(内訳は教育の基礎的理解に関する科目から2単位以上、各教科の指導法及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から、1以上の各教科の指導法を含み3単位以上)
- ・大学が独自に設定する科目を3単位以上

注意

【在職年数について】

- 少年院法(平成26年法律第58号)による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 小学校教諭二種免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科に関する専門的事項」は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(3) 小学校教諭二種免許状を有する教員が、小学校教諭一種免許状を取得する場合

【4年制大学卒業】

- ①大学に3年以上在学し93単位以上を修得した場合、又は  
②大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し93単位以上修得した場合

小学校教諭二種免許状の取得後、 小学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	6
最低単位数（各科目について、以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項		2		1	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等 (内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。)		13	11	9	7
内 訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2		1	
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。） (右記教科数等を満たすこと。)	1以上の教科指導法 1単位以上		任意	
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術 ・情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	4			3
大学が独自に設定する科目 (上記「教科及び教科の指導法に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は指定大学が加える科目から修得すること。)		5	4	3	2

※ 表の見方

- 二種免許状取得後の在職年数によって、一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。  
(例) 在職年数が6年以上の場合、次の単位を含み、合計10単位の修得が必要です。  
・教科に関する専門的事項を1単位以上  
・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を7単位以上  
(内訳は教育の基礎的理解に関する科目から1単位以上、各教科の指導法の修得は任意、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目から3単位以上)  
・大学が独自に設定する科目を2単位以上

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 小学校教諭二種免許状の取得後に、大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 「教科に関する専門的事項」は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得することが必要です。
- 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合、重複分は単位として使用できません。ただし、当該重複単位の合計が2単位を超えない場合で、かつ、免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

(4) 小学校教諭一種免許状を有する教員が、小学校教諭専修免許状を取得する場合

小学校教諭一種免許状の取得後、小学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数	3
小学校教諭一種免許状の取得後、 大学院等において修得を必要とする最低単位数	大学が独自に設定する科目 15

(5) 小学校教諭特別免許状を有する教員が、小学校教諭普通免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類		専修免許状	一種免許状
小学校教諭特別免許状の取得後、 小学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数		3	3
小学校教諭特別免許状の 取得後、修得を必要とする 最低単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の 教育の基礎的理解に関する科目等※	26	26
	大学が独自に設定する科目	15	—

※ 各教科の指導法については、有する特別免許状の教科以外の教科の指導法をそれぞれ2単位ずつ修得すること。

注意

【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- 義務教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。なお、非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて表を適用します。
- 休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

- 「大学が独自に設定する科目」については、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で「教科及び教職に関する科目」のうちから任意に取得できます。
- 特別免許状を有する教員が、小学校教諭普通免許状を取得する場合の「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」については、次の単位を修得するものとします。

- ・ 教育の基礎的理解に関する科目 6単位
- ・ 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 4単位
- ・ 国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の教科（有する特別免許状の教科を除く。）に関する指導法についてそれぞれ2単位以上

- (4)の場合において、平成12年7月1日現在で在職年数が3年以上の者は、次のとおり単位の通減措置を受けることができます。

小学校教諭一種免許状を取得した後、良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	4	5	6
小学校教諭一種免許状を取得した後、大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得を必要とする最低単位数	15	12	9	6

平成16年3月31日までに、上進に必要な所要資格を満たした場合に適用されます。

### 3 幼稚園又は中学校の在職年数を利用して小学校教諭二種免許状を取得する（免許法別表第8）

有することを必要とする免許状（基礎免許状）		幼稚園教諭普通免許状			中学校教諭普通免許状				
①基礎免許状を取得した後、当該学校又は小学校の教員として良好な成績で勤務した <u>在職年数</u>		3	3	3	3	3	3		
②小学校の教員として良好な成績で勤務した <u>在職年数</u> （①で算入した期間を除く）		0	1	2	0	1	2		
最低単位数		13	10	7	12	9	6		
単位の 内訳	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	10			7	5	10	7	5
		※生活の指導法を除く。			※所有する免許教科に相当する教科の指導法を除く。				
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1	1	1	—	—	—
		生徒指導の理論及び方法		2	2	1	2	2	1
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法							
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		※全ての事項を修得			※全ての事項を修得				

#### ○ 表の見方

- 小学校の教員としての在職年数によって、二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。  
 (例) 中学校教諭普通免許状を有し中学校の教員として3年勤務しており、かつ、小学校の教員としての在職年数（H28.4.1以降）が2年の場合、次の6単位以上の修得が必要です。
- ・「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」  
 …所有する免許教科の指導法を除き、【修得する単位について】2の表に基づいて5単位以上
  - ・「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」  
 …表中の3科目全ての事項を修得し1単位以上

#### 注意

##### 【在職年数について】

- 少年院法（平成26年法律第58号）による少年院、海外に在留する邦人のための在外教育施設又は独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）に基づき派遣された外国の教育施設等において教育に従事した者について、それぞれ授業を担当した課程に応じ、当該期間を在職年数に含めることができます。
- ①の在職年数には、幼稚園においては特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園の教員としての期間を、小学校においては、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の教員としての期間を、中学校においては、特別支援学校の中学部、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含みます（助教諭、助保育教諭の期間を除く。）。
- ②の在職年数は、基礎免許状を取得した後の、平成28年4月1日以降の教員（助教諭を含む。）としての期間とし、小学校併設型中学校、義務教育学校、特別支援学校の小学部の教員としての期間を含みます。ただし、①の在職年数として算入した期間については②の在職年数として算入することはできません。
- 非常勤職員としての在職期間については、週当たりの勤務時間数に応じ、換算率を乗じて、在職年数を計算します。
- 在職年数には、休職の期間は通算できません。90日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

##### 【修得する単位について】

- 単位については、基礎免許状の取得後に、（短期）大学、認定講習、公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。
- 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語のうち、最低単位数に応じ、次頁の表のとおり修得します。

最低単位数	教科A	教科B	教科C	教科D	教科E	※表の見方 例えば最低単位数が7単位の場合、「2教科について2単位、3教科について1単位以上取得」するか、「3教科について2単位、1教科について1単位以上取得」する。
10単位	2以上	2以上	2以上	2以上	2以上	
7単位	2以上	2以上	1以上	1以上	1以上	
	2以上	2以上	2以上	1以上	—	
5単位	1以上	1以上	1以上	1以上	1以上	
	2以上	1以上	1以上	1以上	—	
	2以上	2以上	1以上	—	—	

- 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目については、最低単位数が1単位の場合も含め、全ての事項を含むことが必要です。